

令和5年広審第6号

裁 決

水上オートバイA水上オートバイB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年8月29日16時02分

岡山県倉敷市沙美西浜海水浴場南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 水上オートバイA 水上オートバイB

総 ト ン 数	0.1 トン	0.1 トン
全 長	3.07メートル	3.07メートル
機 関 の 種 類	電気点火機関	電気点火機関
出 力	112キロワット	112キロワット

3 事実の経過

Aは、最大搭載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が単独で乗り組み、救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、令和3年8月29日16時01分沙美西浜海水浴場東部の砂浜を発し、同海水浴場南方沖合に向かった。

なお、a受審人は、平成16年6月に特殊小型船舶操縦士の免許を取得し、平成21年2月に同免許を更新したものの、その後、更新手続きを行っていなかったため、平成26年6月以降同免許が失効していた。

ところで、岡山県沙美漁港の西方に位置する沙美西浜海水浴場は、東西幅約970メートルの砂浜と、同砂浜から南方約130メートル沖合及び同砂浜の西端から東方約700メートルまでが遊泳区域であり、同区域の周囲にはさめ防御網が設置されていた。

a受審人は、南西寄りの風浪を受け、沙美西浜海水浴場南方沖合でさめ防御網に沿って西行することとし、16時02分少し前沙美漁港防波堤灯台から248度（真方位、以下同じ。）400メートルの地点で、針路を271度に定め、26.9ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、正船首180メートルのところに、Bを視認することができ、その後同船が衝突の危険のある態勢で接近する状況であったが、右舷側を見てさめ防御網との接近状況を確認す

ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

a 受審人は、Bとの衝突を避けるための措置をとらずに続航し、16時02分沙美漁港防波堤灯台から254度520メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの左舷船首部に、前方から23度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の南西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、最大搭載人員3人のFRP製水上オートバイで、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を同乗させ、知人3人を搭乗させた浮体を直径20ミリメートル長さ20メートルのえい航索で船尾に引き、いずれも救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、同日16時00分沙美西浜海水浴場東部の砂浜を発し、同海水浴場南方沖合に向かった。

b受審人は、沙美西浜海水浴場南方沖合で南南西方に向首していたとき、船尾方に南下するAを初認し、16時01分僅か過ぎ沙美漁港防波堤灯台から240度540メートルの地点で、針路を274度に定め、16.0ノットの速力で進行した。

b受審人は、16時01分半少し前沙美漁港防波堤灯台から244度610メートルの地点に至り、12.4ノットの速力に減じて右旋回を始め、16時02分少し前沙美漁港防波堤灯台から256度570メートルの地点で、船首が054度を向いたとき、Aが右舷船首37度180メートルのところとなり、その後同船が衝突の危険のある態勢で接近する状況であったが、後方を見て浮体と搭乗者の状況を確認することに気をとられ、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

b 受審人は、Aとの衝突を避けるための措置をとらずに右旋回を続け、16時02分僅か前船首至近にAを認めたものの、どうすることもできず、船首が114度を向いたとき、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷、船首部から中央部にかけて船底外板に擦過傷を、Bは、左舷船首部から中央部にかけて外板に亀裂を伴う擦過傷をそれぞれ生じ、a 受審人が頸部捻挫等を、b 受審人が第3腰椎横突起骨折を、B同乗者が右頸部痛等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、沙美西浜海水浴場南方沖合において、西行中のAと右旋回中のBとが衝突したもので、発生地点付近は、海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

両船が衝突の危険のある状況となってから衝突するまでに、定型的航法を適用する時間的、距離的余裕がなかったと認められるので、本件は、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、沙美西浜海水浴場南方沖合において、西行中のAと右旋回中のBとが衝突の危険のある態勢で接近した際、Aが、見張り不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったことと、Bが、動静監視不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったこととによって発生したものである。

a 受審人は、沙美西浜海水浴場南方沖合において、遊走の目的で西行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、右舷側を見てさめ防御網との接近状況を確認することに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突の危険のある態勢で接近するBに気付かず、衝突を避けるための措置をとらずに進行して同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人及びB同乗者をそれぞれ負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、沙美西浜海水浴場南方沖合において、遊走中、船尾方で南下するAを認めた場合、衝突の危険の有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、後方を見て浮体と搭乗者の状況を確認することに気をとられ、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が衝突の危険のある態勢で接近する状況に気付かず、衝突を避けるための措置をとらずに右旋回を続けてAとの衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、a 受審人及びB同乗者をそれぞれ負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年7月26日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿